

第3回

新宿区次世代育成協議会

令和6年2月6日（火）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午後 1時30分開会

○事務局 それでは、始めさせていただきます。本日は足元のお悪い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和5年度第3回新宿区次世代育成協議会を開催いたします。

私は、当協議会の事務局を務めております、新宿区子ども家庭課の課長の徳永でございます。よろしくお願いいたします。

以後、着座にて進行させていただきます。

初めに、定足数の確認をさせていただきます。

(定足数確認)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

冒頭に大変恐縮なのですが、資料の編集上、幾つか正誤がございますので、最初にそのことを訂正させていただきます。

まず、資料1-1についてです。こちらを開けていただいて2ページを見ていただくと、一番下に「ご意見を踏まえて、調査概要P3.に掲載しました。」とありますが、概要書ではなく調査書の本編ですので、そこを修正いただければと存じます。

次に、資料2-1についてです。開けていただくと目次があって、「表の記載について」というところが出てきます。ここに、中黒が4個ございますが、2個目と3個目の間に、誤植のようなものが入っていると思うのですが、編集上の誤りでございまして、消していただければと存じます。

同じ資料にもう1か所ございます。4ページをお開きください。事業番号55の「スポーツコミュニティの推進」についてです。「拡充・変更・終了の内容及び理由」のところ、「12回から13回に増やして」と記載のところ、「11回から12回に増やして」が正当でございます。

以上3点、大変失礼いたしました。おわびして訂正させていただきます。

また、会議資料を会議終了後ホームページ等にアップしていくのですが、修正後のものを掲載してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(資料確認)

では、ここで当協議会の会長であります吉住健一区长からご挨拶申し上げます。

○吉住会長 大変お足元の悪い中、このような日に集まっていただきまして、誠にありがとうございます。次世代育成協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

元日に大変大きな地震が発生しまして、被災地では今日やっと全ての公立の学校が再開で

きたということでニュースが流れていましたが、大変過酷な状況で現在子育てをはじめ、生活再建に向けた努力が続けられております。被災された皆様に心からお見舞い申し上げたいと思います。

今年は新しい区全体としての総合計画の中の実行計画というものが、第三次計画がスタートする年になりますが、この子育てのほうに関しましても、令和7年度から次の新宿区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けまして、昨年9月に調査したものが今日のこの資料になります。今後皆様にご議論いただきながら、将来的な新宿区の子育ての支援策、どのように進めていくべきかということについて決めていきたいと思っておりますので、どうか忌憚なくご意見いただければと思います。

限られた時間でございますので、私からは以上とさせていただきます。

○事務局長 区長、ありがとうございます。

では、次第の3番、議題でございます。

この協議会の規定では、協議会の進行は、区長がやることとなっておりますので、以後の進行につきましては、次第に沿って区長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○吉住会長 それでは、引き続き進行させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議題、新宿区子ども・子育て支援に関する調査報告書（案）についてです。7月3日に開催いたしました令和5年度第1回次世代育成協議会において、子ども・子育て支援に関する調査及び次期計画素案を検討・作成していただくことを目的として、部会を設置させていただきました。

前回の次世代育成協議会におきましても、福富部会長に部会での検討内容についてご報告をいただきました。

12月25日に開催しました第3回部会では、「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」の調査結果の速報及び調査報告書の作成方針（案）について議論されたと伺っております。

部会での意見等について、福富部会長からご報告をよろしくお願いいたします。

○福富副会長 福富です。部会長を務めさせていただいております。

先日部会が開かれまして、お手元の資料等につきましていろいろ議論を重ねてまいりました。

新宿区は子育てというものを非常に重要視している区であります。これまでの各調査にお

きましても、新宿区は子育てしやすいまちであるかどうかという質問が大きな眼目になって設定されてきたわけです。

今回もこうした項目が設定されましたのですが、今年度は、「新宿区は子育てしやすいまちだと思う」という割合が、前回の結果に比べて大きく落ちています。

この点についていろいろな理由が部会でも議論されましたが、大きな原因の一つと思われるのは、今回の調査は今までにない新しい手法、ウェブで回答する、が可能になり、「無回答」の割合も今回増えているのです。

例えば経年的な変化を見てみますと、今回特に「思う」という割合が従来に比べて大きく減少しているということが特徴です。ウェブの場合は、回答を全部完成してから送るという従来のやり方に比べて、回答したくないとか、飛ばしやすいという特徴があります。もちろん全員が全員ウェブによる回答ではないわけですが、今回の新たな特徴として議論されました。

経年的な変化の状況ですが、資料1-3の調査報告書の概要版をご覧ください。概要版の2ページに過去3回の結果が記載されており、「子育てしやすいまちだと思う」という回答割合を見ると平成25年度47.0%、平成30年度59.3%、そして今回48.6%という状況で、前回の59.3%に比べて、10ポイント以上も大きく落ちています。これはこれまでの上昇が非常に大き過ぎたからかもしれません。平成15年度で「子育てしやすいまちだと思う」という就学前児童の保護者は24.7%でした。それが平成20年度では35.9%へとぐっと増えて、そして平成25年度ではそれが47.0%まで増えました。平成30年度は何と6割近い59.3%で、我々調査を行った者としても、ここまで増えてしまうと、これからどうなってしまうのかという懸念すら抱いたくらいの上昇率でした。今回それが48.6%というのは、ある意味では少し落ち着いたなという変化かもしれません。

その理由は、前述しましたように新しい調査方法の導入が考えられます。また、無回答の割合も多かったなという気がいたしております。

それから、資料1-1の2ページ目の調査の実施に関するものにつきまして、先ほどの訂正でご指摘があったところを踏まえ、「ご意見を踏まえて、調査報告書P3.に掲載しました。」とあります。そこに、「インターネットによる回答を選択できるようにした。」「子どもを対象とした調査票には、子どもに関する施策に子どもからの意見を反映することが必要であること、本調査を意見表明の1つとして捉えていることを明記した。」というようなことが今回の新しい試みでありました。

今回の調査は、いわゆる社会調査ということでいうと、少し異質な特徴を持っておりました。それは例えばヤングケアラーの問題についても、イラストで説明して、調査票そのものの中に教育的な、あるいは情宣的な部分が盛り込まれていたということです。それなりに意味があったのだらうと思います。

したがって、これまでの結果と経年的な変化をそのまま単純に比較はできなくなってしまったという懸念はありますが、これからこのような方向で調査が進んでいけば、また新しい動向が見えてくるのだらうということも言えると思います。

それから、子どもの学校生活についての不安や悩みということに関して、中学生の保護者の結果が、資料1-1の4ページに記載されております。これを見てもみると、幾つかの傾向が読み取れるのだらうと思われまます。

特に気になったのは、子どもの問題について、あるいは自分の問題について相談すること、どこに相談したらいいのかが分からないというような回答が意外と多かったことです。新宿区ではいろいろ対応がなされていますが、それに対する情宣活動というものにももう少し力を入れてもいいのかなという結果が、浮かび上がってまいりました。

その他かなり細かいことも含めていろいろと指摘がなされました。その部会の結果を踏まえた上で、これからもう一度対応、検討を加えて、報告書の作成に移っていきたいと思っております。

以上が、簡単ですが、部会の報告であります。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして事務局から説明をさせていただきます。

○事務局 子ども家庭課長でございます。

今、福富先生から部会の報告ございましたとおり、資料1-1は12月の部会での議論の中でポイントとなった点について、その後事務局で調べました資料なども併せて掲載していますので、参考までにご覧ください。

また、12月25日の部会においては、今日ご議論いただく調査報告書の作成方針について議論したわけですが、5年前と同様に、1冊で全体が把握できるような構成にする関係で非常に大部の調査報告書の案をお送りしています。

それから経年比較のグラフでありますとかクロス集計などについても、前回と同様にしましょうという部会での議論があつてこういう構成になっているということは、あらかじめご承知おき願えればと存じます。

資料1-2については、非常に大部のものでございまして、今回資料の調査の部分が全部で8つあったものごとに、それぞれ設問について図解しているところでございます。また、最後には自由意見として主立ったものを項目別に分類して掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

中身の一つ一つの説明はこの場では割愛させていただきますけれども、何かございましたら、ご質問頂戴できればと存じます。

資料1-3をこの後中心にご紹介してまいりたいと存じます。調査報告書の概要版でございます。

開けていただきますと左ページに目次があって、右ページのところから調査の概要について言及が始まります。福富先生からもご紹介ありましたが、2の調査設計(3)調査方法にありますように、今回からインターネットによる回答も可としているところでございます。調査票の回収率向上を目指してこういった導入を図ったのですが、残念ながら回収率全体としては39.0%、前回から見て2.1ポイントのマイナスでございました。

この調査票の区分によっては例えば①の就学前児童保護者は、前回から回収率は上がっていますが、他の区分が横ばいのところがあり、8種類の合計では39.0%だったというところでございます。

続いて2ページ目、先ほど福富先生からもご紹介いただきましたが、「新宿区は、子育てしやすいまちだと思いませんか」というところ、こちらについて、先ほどは平成15年度からのご紹介も頂戴しましたが、ここでは前2回の分を載せています。

ご覧いただきましたとおり、就学前児童保護者も小学生保護者についても、「思う」という方の率は減っています。それでは、「思わない」という人がそれに比して増えたのかというと、さにあらずでございまして、「どちらとも言えない」、それから「無回答」の割合が多くなっているというところが今回の結果の1つでございます。

3ページ目は「子育てしやすいまちだと思える理由」についてです。「交通機関が便利である」、「住環境が良い」という1位、2位のところは、前回と同様でございます。

4ページは、子どもを産み育てやすい社会に必要なこと、新宿区というか社会全体のこととして、考えられることは何でしょうかとお尋ねしていますが、これも上位3つは前回と変わらずです。4番目「子どもや子育て中の親に対する社会の温かい目」というのは、前は6位グループだったのが、4位に上がってきているというのは、1つ特徴的なところかもしれません。

この後、「子育てが楽しいか」、「子育てが辛いと思うことはあるか」というような設問が続いてまいります。先ほど福富先生がご紹介いただいた中学生保護者のところについては、6ページの図表10でございます。図表8、図表9と比べると、グラフの形が、中学生保護者のところは「子育てが辛いと思うことがあるか」というところが少し増えているのかなというところなんです。

7ページのところに、どんなことに悩んでいるのかというところも就学前、小学生、中学生のそれぞれの保護者別に掲載してございますが、中学生の保護者は、進学のところについて悩んでいる方、勉強のところについて悩んでいる方が多いのかなという結果になってございます。

8ページ以降は、しばらく保護者側についてのこと、母親の就労状況であるとか育休の取得、あるいは平日にどのような教育・保育事業を使っているかなどの設問が続いていまして、こちらは来年度検討いたします計画の中では、どのぐらいの施設整備などをしていくのかという材料になってきます。

また15ページのところには、新宿区で行っている子育て支援に関する事業、先ほど福富先生から相談事業のことについても若干触れていただきましたが、「知っている」、「これまでに利用したことがある」、「今後利用したい」みたいところで、いろいろな事業類型別に数字を拾って一表化したものでございます。同じことが16ページのところで、対象年齢を変えて出てくるというようなつくりになっています。

17ページに入りますと今度は子ども自身の意見、自分の自己肯定感について触れています。18ページは、子ども自身が悩んだり困ったりすること、20ページは、悩んだり困ったりしたときに誰に相談するかなど、子どもに関することを聞いてまいりまして、22ページでは、今回の調査設計する段において、インターネットの利用について部会でご議論を頂戴したところでございました。

5年前の調査のときには、子どもたちがこういったネット機器に触れ始めて、それが一般化し始めた時期でしたので、どれぐらい使っているのか、何時間ぐらい使っているのかということを事細かに聞きましたが、今回は、使うことはある種当然として、どのようなことが困っていますかみたいな側面に着眼した設問設計に絞り込んでございます。

そうしますと、この22ページを見ていただくとお分かりのように、「特にない」というのが子どもたちの反応でした。他方でちょっと、夜遅くまで動画やゲーム、SNSなどをやっていて朝がつかなくなったというところが目立った数字が出る程度で、あとはそんなにスコアは

出なかったというところがございます。

23ページにまいりまして、中学生とか、調査区分⑦番、青少年というのは事実上高校生と読み替えていただいて差し支えございませんが、中学生、高校生のところになると、「特にない」という子どももやっぱり多いのですが、朝起きられないという人が多いというのは、インターネット利用に関するところの1つの数字上の特徴でございます。

24ページにまいりますと、インターネットの利用に関して困ったときどうしたかみたいな話のところは、小学生の五、六年生は、親に相談したということは半分を超えるのですが、年が上がるにつれて下がって行って、「だれにも相談しなかった」という人が増えていくというのが図表の形からも一目瞭然でございます。

25ページにまいりまして、子どもたち自身、どんなことに気をつけてインターネットをやっているかという、見ていただくと分かりますように、「長い時間使い続けない」以外は、いわゆる巷間、セキュリティ対策とかインターネットをする上で気をつけましょうといったところは、かなり気にしている子が多かったです。

26ページは、ここは親御さんの側にどんなことを使うときには子どもに注意していますかというところがございます。

それから、飛んでいただいて28ページですが、これも今回の設問設計に当たって議論があったヤングケアラーについてです。ヤングケアラーという言葉を知っていますかという質問、それから子どもたちに関しては、家族の中でお世話をしている人がいますかという質問をしました。

言葉を知っていますかという言葉の認知度という点では、この図表を見ていただいてお分かりのように、「保護者」と書いてあるのが1列目、2列目、1個飛んで4列目、また1個飛んで6列目が保護者に対する質問でございますが、7割超え、8割というようなところで、言葉の認知は随分進んでいるというところが見て取れました。

子どもたちは高校生も含めて、そこまではなかったですが、半分ぐらいの人は内容も分かっているというようなご回答でした。

子どもに対しては、家の中で、家族の中でお世話をしている人がいるかというのを、この3つの年齢階層に分けて聞いていますが、「いる」と回答した方は非常に少なかった、全国統計と比べても少なかったというのは今回の調査の範囲では言えるところかと思えます。

29ページはコロナの話です。コロナ禍を経て現在も続く生活の変化、どんなことがありますかというような設問です。こちらも、パソコンとかタブレット、スマートフォンなどを使

う時間が長くなったというのはやはり多いのですが、一方で、特に変化ないよとお答えになった方があるというのも、調査した結果としては部会の中でも興味があったところでもございました。

以上、子ども概要版のさらにあらましのようなご紹介ではございましたけれども、こういった議論を踏まえまして部会での議論、先ほど申し上げました編集方針であるとか内容を受け今回計画第三期として固めてまいりたいと思っておりますし、それを使って来年度の計画の議論に進んでまいりたいと思っています。

事務局からの報告は以上でございます。

○吉住会長 それでは、ただいまの部会長からの部会での意見等の報告、また、事務局から報告書等についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

ご意見、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。なお、発言の際は、すみませんが、お名前をよろしくをお願いいたします。

それでは委員、お願いします。

○委員 部会のメンバーとして一緒に参加させていただきました。部会の皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

部会のときにも聞いたのですけれども、今回の調査結果、この結果がどのように区民に対して公表されて、あるいはこの結果がどのように区政に生かされていくのかというところを、事務局から皆様にご説明いただけたらと思います。

○吉住会長 では事務局、お願いします。

○事務局 子ども家庭課長です。今2つ、ご質問頂戴しました。

まず前段のほうでございますけれども、調査結果の区民への公表でございますが、今日のこの協議会でのご議論をいただきまして、編集方針と大筋これでいいのではないかというようにご了解いただけましたら、3月には案を取った形で報告書としてまとめ上げて、議会に報告をし、ホームページ等での周知、冊子の公表をやっていきます。

2つ目の、この調査結果をどのようにに使うかということですが、今後の施設整備に関するところに使ってまいりますよといったところは、まさに次の計画の中での、次の5年間の中でどう考えていくのかというところの基礎資料になってまいりますし、あるいは子どもがこんなことを思っていると、親御さんはこんなことを思っているというところを行政として、こんな手を打っていけば改善するのではないか、解決するのではないかということ

ろを見いだしていきながら、次期の計画をつくっていきます。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 よろしいですか。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ただいまいただきましたご意見も踏まえまして、報告書及び概要版の（案）につきましては大筋でご了承いただいたということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

なお、先ほどのような文言の修正や図表ですとかは、いただいたようなご意見に基づいて、より読みやすく、見やすく、分かりやすく修正する部分があるかと思いますが、その点につきましては事務局に一任をいただいて、それを福富副会長にご確認いただくような形で仕上げていきたいと思いますが、そのような取扱い、取り計らいの仕方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、続いて報告事項に移らせていただきます。

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）新規・拡充等事業及び子どもの貧困の連鎖を防止するための取組の進捗状況について、報告をさせていただきます。

○事務局 子ども家庭課長でございます。資料2-1、それから資料2-2、続けてお話をさせていただきます。

まず、資料2-1でございます。こちら、先ほどから次期計画と申し上げていますけれども、新宿区子ども・子育て支援事業計画というのは現在第二期目でございます。令和6年度までを計画期間としております。次期計画と申し上げていたのは令和7年度からの第三期計画のことなのですが、今日の時点ではまだ第二期の期間でございますので、それが今どういう形で新年度を迎えていくのかというところのあらましを紹介するとともに、子どもの貧困対策等に関する新宿区の事業についても併せてご紹介するというような表になってございます。

開いていただいて、先ほどご訂正いただいた表の見方ですが、今申し上げた子ども・子育て支援事業計画の事業と子どもの貧困対策に資する新宿区の事業を一表化しているものが、この資料2-1でございます。その中の新規・拡充事業の部分を一表化しています。

もう一ページ開いていただくと、新規事業を8つ紹介しています。一番左の番号欄は、新規事業ですので、まだ番号を振っておらず「新規」と書いてあります。もう一枚めくっていただくと3ページへいくと番号が書いてあります。これは、子ども・子育て支援事業計画の

中での計画の番号が書いてあります。

それから、16番の一番右側のところの貧困事業についている事業は、子ども・子育て支援事業計画でもあり、子どもの貧困対策等に資する事業でもあるというような、そういった事業でございます。

一方、その下は、そこに斜線が引いてあると、子ども・子育て支援事業計画だけに位置づけられているというようなものでございます。数は少ないですが、この逆のパターンもありますが、今ここでは具体的にはご覧いただきませんけれども、両方に位置づけられているものもあれば、また、一方だけに位置づけられるものもあるとご理解いただければと存じます。

1ページにお戻りいただきまして、新規事業は今回8つございます。このうち、純粹に令和6年度からの部分については4つ、それから過去に事業としては開始していますが、子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけていなかったものが4つございます。それで合わせて8つというところでございます。

3ページに移りますと、今度は拡充事業でございまして、こちらは全部で14個ございます。これまでの取組が功を奏して、あるいは量的にもう少し数を増やしていこうなどと、事業の内容に何らかの膨らみがあるものについて、14個ほどございます。

例えば145番に書いてある「児童手当」などは、これはマスコミの報道などでも皆さんお聞きになったことあるかもしれませんが、新年度の10月以降は所得制限等なくなるというような、事業の拡充をしていくというところですよ。

進んでいただいて、6ページでございます。こちらは変更事業というところでございますが、これは先ほどの拡充事業と比較しますと、事業内容の拡充というよりは、目標とか指標の変更でありますとか、あるいはほかの行政計画の書きぶりに整合を取ったというようなところが、この変更事業として27種類ございます。

11ページまでお進みいただきまして、終了事業が2つです。事業の建てつけが変わった等などの理由で、今回事業一覧から外します。

それから、文言整理が必要だったものがございますので、それが12ページ以降、12事業載せています。

一つ一つの事業の説明は、あらかじめ資料をお送りしているところもございますので、今ここではご説明いたしません。何かご質問等ございましたらこの後の質問の時間の中で頂戴できればと存じます。

資料2-1については以上です。

続いて、資料2-2です。こちらは新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標でございます、区では本当に様々な貧困の連鎖の防止に関する事業をやっていますが、その中でも幾つか進捗状況を見るための指標というのを設けています。

1枚目に書いています、区の状況と国の状況を確認する指標13項目というのは、指標の定義が国も区も同じ定義で数字が取れるものを13個並べています。数字が上がれば区の目指す方向だよというものもあれば、数字が下がれば区が目指す方向だよというもの、両方ございますが、今回でいうと2番目、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率のところ、区の状況としては前回1.3に対して、令和5年度調査では3.9と上がってしまいました。国を見てみると0.3ポイント下がっていますので、区が、その数字が悪化してしまったかなというところなんです。

同じようなことが大学等進学率にも言えまして、区の状況、30.0が36.8、他方、国は39.9が42.4になっています。

ただ、この2つの指標、いずれも母数が少ないというところがございますので、お一人お二人の数字の変化が割合を大きく左右してしまうという性格があるということは、ご承知おき願えればと存じます。

めくっていただいて、2、国の指標に準じて区の状況を確認する指標（6項目）です。こちらは、国が出している指標とまるっきり同じ数字が取れませんが、区で類似する数字が取り得るというものを並べています。こちらにつきましても、この数字が増えると目指す方向だよというものもあれば、下がると、減少すると区が目指す方向だよというものもございます。

例えば一番上、14番のひとり親家庭の、母子世帯における親の側の就業率については、前回68.5%だったところ、今回78.5%になったというところで、上がりましたということです。

こちら、18番、19番辺りは、これは数字が下がるほうが区の目指す方向なのだけれども、残念ながら18番に関しては80.2%が83.4%と数字が上がってしまいました。19番についても同様に数字が上がりました。

これは国も69.8が71.9、90.2が91.3と国も同様に増加しているというところで、社会全体のところあるのかなとも思いながら、区としてできるところがないかというのは、日々のひとり親支援の相談の活動の中でも努めているところです。

もう一枚めくっていただくと、国がどうの区がどうのではなくて、区として数字が拾えるもので、今までと同様に、上がったらいいな、下がったほうがいいなというものです。社会

経済動向にも左右されますが、できる限りの支援は区としてもやってまいりたいと思っています。

以上、資料2-1、資料2-2の説明でした。

○吉住会長 それでは、ただいま説明がありました新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）新規・拡充等事業及び子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業、並びに新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは委員、お願いします。

○委員 資料2-1の3ページ目の16番の不登校児童・生徒への支援という形でいろいろ挙げていただけていますが、このたび東京都では月2万円の助成が出るということで決まっております。北区では今年度、プラス1万円を支給するという形でしたが、新宿区では東京都の助成金にプラス何かされるという計画というか、そういうお考えはありますでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育調整課長です。現在のところ、新宿区教育委員会で不登校世帯への助成というものの予算措置は行っていない状況です。

○委員 今後もそのような考えで、助成される考えはないということでしょうか。この事業は貧困事業にも該当していて、フリースクールって結構高いですよね。1か月通うと高いところでは10万円近くするようなどころもあります。ただ、不登校の家庭は、行きたくてフリースクールに行っている家庭ではない。公立の学校に通えたら、そこに通いたい。なので、できれば助成してほしいという気持ちが大いだと思います。

貧困の家庭はフリースクールに通いたくても通えないって、東京都から2万円出ても2万円では通えないというところが大きいので、ぜひ今後考えていただければと思います。

それに関連づけて、もう一つ質問してもよろしいでしょうか。

○吉住会長 はい、どうぞ。

○委員 ここには載っていませんが、来年度から小・中学校の給食費が無償化ということで、それは本当にありがたいことで、ありがとうございます。

その給食費の無償化についてですが、公立の中学校・高等学校に通う方以外にも、私立の学校に通う方にも給付という形で出るということですが、公立の中学校・高等学校に在籍しながらフリースクールに通っているという方の給付はどのようになっているのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育指導課長です。

まず1点目の東京都から不登校児童・生徒への2万円の助成について、こちらはフリースクールに通うお子さんが対象という認識でございます。

実は教育委員会でも学校には、フリースクールに通う世帯というか、ご家庭にこのような案内をさせていただいております。これは、東京都のアンケートに回答して、それを踏まえて、どのくらいの助成、支援が必要なのかということで、その2万円を助成するというような制度になっております。

引き続き、先ほど教育調整課長から区としてはという話はあったのですが、東京都の助成の活用については、学校にはしっかり周知していきたいと思っております。

○事務局 ご質問ありがとうございます。学校運営課長です。学校給食費の無償化についてのご質問にお答えさせていただきます。

区立学校に在籍していても、フリースクールに通っていらっしゃるなどで学校で給食を食べられないお子様については、給付金の対象とする方向で現在準備を進めているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

もう一点だけ質問してもよろしいですか。

○吉住会長 はい、どうぞ。

○委員 資料2-1の5ページ目、194番の学童クラブの充実ということで、学童クラブの定員を増やしていただけるということで、とても就労している父母にとってはありがたいことなのですが、今回、ワーカーズコープの問題があり、父母や子どもたちも困惑しました。

なので、質の担保というところもしっかりとしてほしい。定員増加をしていただくのはとてもありがたいですが、それに伴って質が落ちるようなことがないように、ぜひしていただきたいなと思っております。

それで、もう一つですが、今回の2月2日の区長の記者会見で学童クラブの長期休暇中の昼食について言及されていて、来年度から区でまとめて、昼食を注文する事業が始まるということですが、4月に行うプロポーザルには保護者や利用学童児の意見が反映されるようなシステムになっているのでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。ご質問ありがとうございます。

まず、学童クラブの定員拡充だけではなくて質の担保というご質問でございました。現在でも事業者さんがなさっている研修ももちろんございますが、区で行っている研修を受けていただいております、そういったところで質の担保はさせていただいており、引き続き行っていかうと考えております。

あと、また今回現場で起きたことについてでございますが、実際にいなかった方のお名前を書いて区に報告をしていた虚偽の報告があったというところでございますが、そういったことを受けまして、私どもでも実際に巡回の強化等を既に始めております。また、ほかの事業者も含めまして、虚偽の報告がないかを確認しているところでございます。

それから、学童クラブの2月2日の記者会見に載せさせていただきました夏休み等の学校長期休暇期間中のお弁当配送サービスについてでございます。現時点でプロポーザルを行わせていただくことを考えておりますが、その中の委員になる方に、保護者の代表の方ですとか、お子さんの代表の方に入っていただくというのは、現時点では考えていません。

○委員 ありがとうございます。お弁当の配送事業のプロポーザルに、利用者や利用者の子どもの意見を反映されることはないということですが、ぜひここは考え直していただきたい。食べるのは子どもたちなので、その子どもたちの意見を入れないというのはやっぱりよくないというか、ほかの区でもそういう、問題がいろいろ起こっていることを耳にします。結局、親が頼んでも、子どもたちは、昼ご飯がまずいから食べないとか、昼ご飯おいしくないから行きたくないとか、そういう子どもがいるという話を聞きますので、ぜひ保護者や利用学童児の意見を反映していただけるようお願いいたします。

○吉住会長 この制度自体、やっている区がまだそんなにありませんので、そもそも担っている事業者がそんなにいないという状況も背景にあります。ただ、その中でできるだけ保護者の負担を減らすために今回導入するというのでやっておりますが、今いただいたご意見も踏まえつつ、今まだ担い手がいない中でのプロポーザルになり、その中での選択となっていくかなと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほか何か意見はございませんでしょうか。

それでは委員、お願いします。

○委員 資料2-1の7ページ目一番下、令和5年度新規事業のベビーシッター利用支援事業について質問させていただきます。こちら、令和5年度の利用者数が262人だったところを600人を目標にするという理解でよろしいでしょうか。

○吉住会長 はい、仰るとおりです。

○委員 ありがとうございます。

そこでなのですが、こちらのベビーシッター利用は、お母さんたちには本当に喜ばれていますが、実際申し込んでみると全然つかまらないという意見をいただきますが、実際260人から600人の目標にするにして、何か対策とか、現実に近い数字であるのかというところを教えてください。

○吉住会長 それでは事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。ご質問ありがとうございます。

ベビーシッター利用支援事業は今年度から始めさせていただいております。今年度の実績、これまでの実績を踏まえまして目標値を変更させていただいております。この600人という数字については、今年度の利用が当初の予定よりも非常に多かったところを反映していますので、その数字については目標が難しいということではなく、逆に実績に合わせて変更させていただいたところでございます。

それから、制度自体については、東京都の制度をそのまま使わせていただいております。ベビーシッターにつきましては、皆さんも少し記憶のなたになっただけになっているかもしれませんが、以前、ベビーシッターをお使いになった方の事件・事故等がございまして、ベビーシッターを名のれば誰でもいいというわけではなく、東京都できちんと認定をしたベビーシッターの会社で、なおかつ研修等を受けているベビーシッターの方に見ていただいたときに補助金を出す形で、そこで質の担保をしております。

始める区市町村が増えていることもございまして、なかなかベビーシッターさんが見つからない、そういったお声は私どもにも寄せられていますので、その都度、制度をつくっている東京都には伝えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほか、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いいたします。

○委員 資料2-1の6ページ目、9番の児童相談所の整備の点でお聞きしたいのですが、勉強不足ですみません。特別区は、たしか23区は設置ができる規定だと思うのですが、分室にした理由と、あと、どういう状況、基準になったら、新宿区で設置の検討を始めるのかという点を聞かせてください。

ほかの区では設置をして、割と子どもに寄り添ったルール、児童相談所ごとのルールで評

価を得ているところもあると聞いているので、新宿区もそういう動きがあるといいなと思っています。

あともう一点、ト一横キッズの件もありまして、広域で、ほかの圏外からの子どもたちの受入れは、東京都の相談所に行くのか新宿区で引き取るのかといった点も、詳しくお聞かせいただけるとありがたいです。

よろしくをお願いします。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 児童相談・支援担当副参事です。ご質問ありがとうございます。児童相談所の設置についてのご質問でございます。

まず、新宿区については児童相談所の設置を目指してこれまでも準備を進めてまいりましたし、現在も人員、職員の採用ですとか、研修とか職員の育成を進めているところでございます。

どういう状況になれば設置できるかというところにつきましては、まず新宿区、かなり様々なご家庭ございますので、そういった虐待に対応できるだけの人員の確保と、スキルのある職員の確保というところをまず第一としております。

また、お話に出ましたように広域対応というものがございます。ト一横キッズ等に、圏外のお子さんに関する児童相談所の対応については、現在、新宿区を管轄しております東京都の児童相談センターが対応しているところでございます。圏外からいらっしゃるお子さんについて一時保護、警察経由などで一時保護された場合については、東京都の児童相談所で一時保護とした後、お住まいの地域の児童相談所まで東京都の職員が付き添って送っていくというようなところもございますし、一旦警察から夜間等、児童相談所に参りましたときには、一時保護所でお預かりするというような施設的な対応も必要でございます。

新宿区で児童相談所を設置した場合については、そういった新宿区内で起こる全ての事態については東京都は一切対応しないということで、区が引き継ぐこととなりますので、そういったところを含めて十分対応できるような状況を整えてから新宿区の児童相談所をスタートするというところでは、まだまだ準備が必要だなと考えているところでございます。

それから、先ほど子どもに添った、子どもに合わせたルールで対応していらっしゃるという部分でございますが、ひょっとして一時保護所の中のお子さんへの対応についてのことはないとお話を伺っていて思ったところでございます。

東京都の一時保護所については大変ルールが厳しいということが、数年前から報道されて

います。今、新宿区でも東京都の一時保護所に職員を派遣しているところがございますが、東京都の一時保護所に関しましても、子どもに寄り添った、子ども本位ということで、子どもへの対応が変わってきているのかなと見聞きしているところがございます。そういったことも十分検討してまいりたいと考えてございます。

それからもう一点、分室の設置に関してでございますが、今お話しさせていただきましたように、新宿区で児童相談所を設置するためにはまだ準備が必要だと考えておりますが、一方で虐待対応については、全国的にも東京都内でも新宿区内でも数が増えているところがございます。もちろん虐待対応に関する皆さんの意識が高まってということで、お寄せいただく相談が増えているというところではございますが、そういった一つ一つの相談に迅速に対応していくためにも、東京都で受けたものに関しても、例えば新宿区の子育て支援サービス等を活用してその支援に入ったほうが対応がスムーズで迅速にできるような場合については、なるべく東京都から早く引き継いで対応してまいりたいと思っております。そういった仕組みをつくるためにも、昨年7月に東京都の児童相談所の中に新宿子ども総合センター分室を設置しまして、区の職員を5名を配置しているところがございます。

○吉住会長 分室というのがどういうものかと申しますと、同じ部屋で同じモニターを見ながら、新宿区の分室の職員と東京都の児童相談所の職員が、このケースは、新宿区でやったほうがいいですねとか、この子の新しい情報が入りましたが、新宿区で何か情報ありませんかというのをその場で照会して、その場で、このケースであれば東京都の職員が行きましようかとか、新宿区の職員が行きましようかというのを、一緒にディスカッションして決めていくという、即座にその現場で決まるという、そういう仕組みで今、稼働しています。

○委員 ありがとうございます。ト一横キッズの子の中には児童相談所と言っただけで「あんな怖い場所」というような反応があると聞いていますので、東京都だけでも何か傷を負わせないというか、子どもに寄り添った形でお願いできたらと思います。

ありがとうございます。

○吉住会長 そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いします。

○委員 資料2-1の5ページ目、269番の清潔できれいなトイレづくりについてですが、概要を拝見したところ、公園のトイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備しますとのことで、最近公園に行っても、とてもきれいにトイレが使えてありがたいなと思っております。実は、子どもの行っている学童クラブの建物のトイレ

レが子ども80人ぐらいに対してトイレが2つしかなく、うち1つが和式で、洋式が1つという状況で、実質、子どもがいっぱいいる建物の中なのに洋式トイレが1つしかない。しかも休み時間にみんなそこで行列になっていて、うちの子、我慢できずに失敗して帰ってくるような事態もありますので、こちらを公園のトイレ、公衆トイレ以外にも、例えば子どもたちが使う設備のトイレとかも広げていただければと思います、すぐにトイレの数を増やせというのは難しいと思いますので、もうちょっと子どもが使いやすいトイレに配慮していただければと思います、コメントさせていただきました。

ありがとうございます。

○吉住会長 コメントありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。悲しい思いをさせたようで、大変申し訳ございませんでした。

学童クラブが入っております建物、児童館が入っているところ、かなり老朽化していて、今おっしゃられたような現状があるのを私も把握しております。水回りのところなので、なかなか今おっしゃっていただいたようにすぐ改善するのは難しいのですけれども、できることからさせていただいています。本当に申し訳ございませんでした。

○委員 逆に、大人が利用するようなところや小学校とかはとてもすごくきれいに、安全で怖くないと言って使わせていただいていますので、ちょっとセンシヨナブルな子が入ると、本当に家までトイレ我慢してしまうというような子も増えてしまいますので、ぜひ、少し照明を変えるだけでも何かしら対策していただければと思います。

ありがとうございます。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは委員、お願いします。

○委員 資料2-1の7ページ、46番の特別支援教育の推進というところで1つ質問です。

ここに書いてある支援の仕方としては、勉強についていけないとか、つまずきに対しての支援は書いていますが、国も対策に乗り出している特異な才能のある子どもに向けての支援というのは、区として何かお考えでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育支援課長です。こちらの事業のところに書いてあるのは委員ご指摘のとおり、こちらで今行っている対策を幾つか書いてあるというようなところで、今おっしゃったギフ

テッドの方ということですよ。そういったことは話題にはなっていますが、具体的に何かというようなどころまでは今は来ていないという状況でございます。

○委員 ありがとうございます。目が行きやすいのは、やっぱりつまずいている子どもというのは目が行きやすいと思いますが、特異な才能があつて日本の教育に合わない、今のシステムに合わないという子も結構いると思います。ギフテッドと言われている子は、教室に1人か2人はいると言われていて、そういう子たちは教室にいるのが難しい、学校に行けないという子もいますので、ぜひその辺も対策していただければと思います。

よろしくをお願いします。

○吉住会長 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いします。

○委員 質問というかお尋ねなのですが、小学校とか中学校、高等学校の給食の無償化だったり給付金ということを出ているということですが、幼稚園に関しては給食が無償化ではありません。この辺はどういうことで無償化にならず、少しの補助もないという形になるのでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。学校運営課長です。

幼稚園におかれましては、ご自宅からお弁当を持ってこられる園があつたり、また、給食を提供している園でも、毎日ではなくて週何回とか様々な運用形態がございますので、私立幼稚園に対しては、教育の質の向上や保護者の負担軽減の取組に充てるための補助をさせていただいて、対応させていただいてきております。

○委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○吉住会長 ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いします。

○委員 今ご質問にあつた幼稚園の給食についてちょっと質問というか、意見ですが、PTA連合会でも区立幼稚園は小学校の併設園が多いということで、給食はなぜできないのかというところが意見として出ることが度々ありますが、そういったところを今後検討していただけるのでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。学校運営課長です。

現在、区立幼稚園については、園によって区立小学校の給食の体験ということで園児に食べていただたく取組を行っているところもあります。小学校の給食調理室の規模に応じて、どの程度対応できるかなどの課題がございますので、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

ご意見ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。区立幼稚園の園児数が減っていて大きな対応も必要ないので、今後給食可能になっていったらいいなと思っています。

ありがとうございました。

○吉住会長 そのほかはご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、続きまして次第の5、その他に入らせていただきます。

こども大綱について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子ども家庭課長でございます。

資料3-1をご用意ください。国が昨年12月22日に閣議決定いたしました、こども大綱の説明用の資料を今日はご用意いたしました。

この間、子どもの施策の部分について国でも非常に精力的にご議論なさっていて、その1つの今後の方針とでもいいでしょうか、大きな大目標といったものをこのようにまとめたものと理解してございます。

右下に通し番号打ってございますが、1枚めくっていただいて裏に2と書いてあるページがございます。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」というタイトルついていますが、恐らくこの「こどもまんなか社会」、子どもを真ん中に据えていろいろな社会制度をつくって考えていきたいと思います、そういうメッセージだと受け止めておりますが、このこと、いろんな場面で今後、皆さんもご覧になることがあるのではないかなと思ってございます。

あともう一個、私自身もそうなのですが、3行目にあまりなじみのなかったことで「ウェルビーイング」という言葉を国で使っています。身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態、これをウェルビーイングと呼ぶそうですが、こうした生活を送ることのできる社会を目指していきたいと思いますというのが大目標というところなのだろうと理解してございます。そのために、次の3ページ目にあります6つの柱を用意して、この柱立てに沿っている施策を展開していこうというようなところで。

もう一枚進んでいただいて4ページにいきますと、「『こどもまんなか社会』を実現する

ための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示す」。当事者である子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すといったことも、このこども大綱では工夫されているところでは。

また、3番は、子ども・若者というよりかは子育てしている当事者、親御さんの側のことでございます。

また、5ページ目のところでは子どもの意見反映とか、あるいは施策の基盤になるような取組、施策の推進体制の言及があって、最後6ページ目のところ、こども大綱における目標とか指標で、数字的に拾いながら、国として、「こどもまんなか社会」、あるいはウェルビーイングが実現する社会が進んでいるかどうかを見ていきたいというような考え方を示しているところでございます。

来年度検討する子ども・子育て支援事業計画のときも、このこども大綱については勘案しながら検討を進めていくことになろうかと考えています。

以上です。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは続きまして次第の6、意見・情報交換の時間に入らせていただきます。

各団体、各機関から委員の皆様にご出席をいただいております。次世代育成に関わること等につきまして、何か情報等、ご発言ございましたらよろしく願いたいします。

特によろしいでしょうか。

それでは時間もございますので、学識経験者の3人の先生方からコメントいただければ幸いです。

それではまず、石井先生からお願いしてよろしいでしょうか。

○石井委員 大妻女子大学の石井と申します。よろしくお願いします。

このたび報告書、すごい分量で、かつ詳細なデータで、これを見て勉強していきたいなと思いました。

僕からは1点です。こういうアンケートによって大まかなトレンドというか、傾向が分かるというようなことと、あとニーズの量の目安が分かるという、この2つが分かることだと思うのですね。なので、何をどこまで整備するかというのがある程度ここで見えてくるというところかなと思います。先ほどの質の話もありましたが、どのようにこの事業を進めていけばいいかみたいなのは、実はここでは分からないようなところかなと思います。

あと量を整備するにしても先ほどの某法人の問題なんかもありましたけれども、例えば人

が足りない、潜在的に足りないとか、そういうところの問題も、その量をただ増やせばいいみたいな目標だと、どう増やしていったらいいかみたいなことが見えなくなってきて、なかなか難しい問題になってくるわけです。

なので、量を満たすにしても、その量をどう満たしていくのかということを考えてらいいのだろうねということも1つ今後考えていくということと、質を高める、維持するといっても、ただ研修をやればいいのかというわけでもないのですよね。

なので、例えば今、保育の問題なんか不適切な保育というような問題になっていますけれども、それに向けて、各23区内でもいろいろな取組をされているところがあって、ある区では自己評価をするためのコーディネーターを派遣するみたいなことを、教育委員会中心にやっている区もあつたりするわけです。実際に外部の人が中に入ることによって、質を担保していくという動きも出ています。

なので、どうやって質を維持、向上して専門性を担保していくかというところが、実はこの調査から見えてこないというのがはっきりしているかなと思います。

あと、評価ですね。量を満たしただけではない評価をどうやってしていくのかということ、今後これを踏まえて事業計画ができて事業実施するところで、量を満たしただけではない評価をどうしていくかということは、今後の課題になるかなと思います。

以上でございます。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは続きまして太田先生、よろしく願いいたします。

○太田(由)委員 このたび、次世代育成支援ということで、新宿区の大規模な調査が実施されましたこと、そしてこれだけの回収率があつたということは本当に貴重な調査であつたと思います。この結果がこれからの区政に反映されていくということに、とても期待をしております。

その中で、特に今回の調査は子どもの意見を表明してもらおうということで、子どもの意見をなるべく取り入れようというような意図で実施された調査だつたかと思います。

その証拠として、最後のところに自由意見がありますが、これだけ豊富な自由意見が出されているというのは、新宿区のお子さんたちや保護者の方々はずばらしいなと思いました。とても自由に伸び伸びと意見を書かれていて、かなり具体的に地域のことなども書かれています。多分ここに書いたら実現してもらえないのではないかという期待があつて書いておられるなという感じがしています。それは今まで公園が過ごしやすくなったとか、トイレがきれ

いになったとか、新宿区で希望がかなえられてきたことがあったからだと思います。

一方で、誰にも相談できる場所がないとか、相談したいという保護者からの希望がありました。では、親御さんに相談できないお子さんはどうなっているだろう、誰にも相談できないというようなことが少し気になるころでした。先ほどもお話が出ましたが、相談できる場所の充実や、それを子どもたちに知らせていくということが必要かと思いました。

自由意見の中で保護者の方から、障害のあるお子さんへのサポートがまだまだではないかとか、障害のあるお子さんのきょうだい支援のサポートなども充実してほしいという意見もありました。一方で路上での喫煙が子どもたちには危ないことも書かれていました。今後は、次世代育成だけでなく、まちづくりということとも連携してやらなければいけないと思った次第です。

先ほどの学童クラブの長期休暇中の昼食のことも自由意見に入っていましたので、皆さんたちが思われることが反映されているなどと思いました。これらの自由意見は、今後、様々な施策を考えるときの大事な資料になるかと思っています。これを十分に活用していくことが区民の方々の、それからこの調査を行った意味があると思いますので、大事にしていだければと思っております。

ありがとうございます。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは福富先生、最後、よろしく願いいたします。

○福富副会長 福富です。先ほど石井先生が量的な評価だけではなくて、もう少しそれを超えた質ということのご指摘をいただきました。大変重要なことだろうと思います。実は、今度の国が定めたこのこども大綱の中に「こどもまんなか社会」という言葉があります。非常にすばらしい言葉の響きなのですが、本当に「こどもまんなか」ということが真に展開されているのかどうかということに関しては、私は疑問を持っております。むしろ大人のほうが、子どもはこうなんだということを規定し過ぎているのではないのでしょうか。「こどもまんなか」というと、子どもの視点から子ども中心に物を見るということでもある筈です。

今回のこの調査は令和7年度から新宿区子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たっての基礎資料になるわけですが、こうした調査を毎回実施して、それを基に計画をつくるという繰り返しをずっとやってきたわけです。そういう中で、我々大人たちが大人の都合で子どもを捉え過ぎていることはないだろうかを改めて見直してみる必要があると思います。

「こどもまんなか社会」ということを本当に実現させるためには、大人が大人の視線で大人

の目で子どもを規定するのではなく、子どもの視点を如何に捉えていくかが欠かせません。新宿区はこれからもこういう基本的な調査をベースにして、よりすばらしい計画が作成されればと思っております。

○吉住会長 福富先生、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から事務報告がございます。

○事務局 子ども家庭課長でございます。本日はどうもありがとうございました。

令和5年度の次世代育成協議会は本日が最後でございまして、次は来年度入りましたら、まず部会から開催します。6月の下旬ないし7月頃と考えています。そこでは子ども・子育て支援事業計画の策定方針であるとか骨子案とか、そういった検討をまずお願いしたいと考えています。

部会での検討内容については7月に予定しております、この次世代育成協議会、次回の開催の中でご報告差し上げていく予定です。

皆様におかれましては来年度も引き続き当協議会の委員としてご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○吉住会長 以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第3回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

大変悪天候の中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございました。

午後 2時53分閉会